

「広報かたの」掲載用団体登録について

1. 登録基準

市内で活動・運営するサークルや団体の運営を行う者（以下運営者）が 5 人以上で、運営者および会員の過半数が市内在住・在勤・在学であること。

2. 登録できる団体

登録基準を満たし、次のいずれかに該当する団体

- ①先生・指導者がいない
- ②会費（入会金・月会費・年会費）無料
- ③先生・指導者が運営する団体であっても、会費・参加費は必要経費（部屋代・保険代など）のみにあてている
- ④会員が運営し、会費の中から先生・指導者に一定の謝礼を支払っている（個人名ごとに支払いを行っていない）

3. 登録できない団体

- ①公序良俗に反する内容、政治・宗教活動、営利目的の内容を含む活動を行っている団体。
- ②先生・指導者自身が運営し、月謝や授業料などの謝礼を得る団体。
- ③政治的色彩・文言を含む内容・催し物、宗教的色彩が強い催し物、特定の思想、史観又は主義主張に偏るおそれのある催し物・相談・カウンセリング・占い等を行っている団体。
- ④運営者が既に登録されている団体と全く同一である団体。

〈登録できない団体の例〉

財団法人、社団法人、医療法人、株式会社、有限会社、宗教法人、組合、ピアノ教室（レッスン）、英語教室（レッスン）、学習塾（教室）

4. 登録期間

登録期間は 3 年間（年度で切り替え。平成 28 年度登録→平成 30 年度まで有効）です。ただし、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに秘書広報課へ届け出てください。

5. 注意事項

- ①次のような内容など、市が適切でないと判断する内容の掲載を行おうとした場合は、登録を取り消す場合があります。
 - 他人を誹謗、中傷または差別する内容
 - 他人のプライバシーを侵害する内容
 - 他人の著作権等権利利益を侵害する内容
 - 偽造、虚構、または詐欺的な内容
 - 選挙運動、宗教活動などの内容、その他公序良俗に反する内容
- ②申請内容と異なる活動内容や費用徴収があった場合は、登録を取り消します。
- ③会費や参加費が 4,000 円以上の場合や、虚偽の申請を行っている可能性がある団体に対しては、直近の収支報告書の提出を求めることがあります。
- ④掲載に伴う問い合わせの電話等には、申請者側で適切に対応してください。
- ⑤トラブル等が発生した場合は、登録を取り消し、今後一切の掲載をお断りします。

4. その他

- ・登録票は直接、秘書広報課窓口に提出してください。
- ・平成 28 年 9 月号掲載記事から当規約が有効となります。

〈問い合わせ〉 交野市企画財政部秘書広報課 TEL : 892-0121